

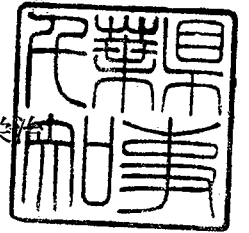


公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定による河川管理者の監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、次のとおり措置することについて同条第3項の規定により公告する。

平成29年10月27日

河川管理者
千葉県知事 鈴木 栄治



記

1 対象地及び該当行為

(1) 対象地

一級河川利根川水系印旛放水路

千葉県千葉市花見川区長作町地先の河川区域内の土地（汐留橋から亥鼻橋までの右岸）

千葉県千葉市花見川区天戸町地先の河川区域内の土地（亥鼻橋から天戸大橋までの右岸）

千葉県千葉市花見川区畑町地先外の河川区域内の土地（亥鼻橋から天戸大橋までの左岸）

(2) 該当行為

ア 上記範囲において、河川管理者の許可なく土地を占用し、耕作等を行うこと

イ 上記範囲において、河川管理者の許可なく小屋及び釣台等の工作物、その他資材等の物件（以下「工作物等」という。）を設置、堆積又は放置すること

2 違反事項

河川法第24条、第26条第1項及び同法施行令第16条の8第1項第2号

3 監督処分に係る措置を命ずる理由

河川管理上の支障となっているため

4 行うべき措置の内容

上記1（2）に掲げる該当行為

(1) アについては、農作物などをすべて撤去し、土地を明け渡すこと

(2) イについては、工作物等を河川区域外に撤去、搬出すること

5 行うべき措置の期限

平成29年11月10日

6 河川管理者による措置

上記5に掲げる期限までに、上記4に掲げる措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。

この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により、工作物等の所有者等措置を命ずべき者の負担とする。